

○津山圏域資源循環施設組合文書管理規程

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、事務処理の標準化と合理化を図るため、文書管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(文書管理の原則)

第2条 文書は、すべて正確かつ敏速に取扱い、事務が能率的に処理されるよう、常に努めなければならない。

2 文書は、常に整理し、その所在箇所を明らかにして、紛失・盗難・損傷等を防止しなければならない。

(準用)

第3条 この規定は、津山市文書管理規程（昭和40年津山市訓令第1号）を準用する。

付 則

この規程は、公示の日から施行する。